

次のとおり基本測量を実施するので測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により公告する。

令和6年12月10日

静岡県知事 鈴木康友

- 1 測量機関
国土交通省国土地理院
- 2 作業の種類
基本測量（重力測量）
- 3 作業期間
令和7年1月6日から令和7年3月31日まで
- 4 作業地域
静岡市清水区、袋井市